

山梨県公報

第二千五十八号

平成二十二年

七月十五日

木曜日

目次

専門職種別労働者の需給状況及び職業能力の開発に関する要望調査の実施	四三七
障害者就業生活支援センターの指定の一部改正	四三七
道路の区域変更(三件)	四三七
道路の供用開始(三件)	四三八
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)	四三九
公共測量の実施	四四一
公共測量の終了	四四一

告示

山梨県告示第二千三十四号

専門職種別労働者の受給状況及び職業能力の開発に関する要望についての調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号)第三条の規定により、告示する。

平成二十二年七月十五日

山梨県知事 横内正明

一 調査の目的

県内事業所における専門職種別労働者の受給状況、職業能力の開発に関する要望等を把握し、職業能力の開発に関する計画等を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

1 調査地域

山梨県全域

2 調査対象

日本標準産業分類(平成十四年総務省告示第百三十九号)による建設業、製造業、

電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)に属し、かつ、五人以上の常用労働者を雇う事業所から無作為に抽出した二千事業所

三 調査事項

- 1 事業所の名称等に関する事項
- 2 専門職種別労働者等に関する事項
- 3 人材の確保、教育訓練等に関する事項
- 4 公共職業能力開発施設に関する事項
- 四 調査の期間
平成二十二年七月十五日から同年八月三十一日まで
- 五 調査の方法
自計式調査とし、調査表の配布及び回収は、郵送及び訪問により行う。

山梨県告示第二千三十五号

障害者就業生活支援センターの指定(平成二十年山梨県告示第九十五号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年七月十五日

山梨県知事 横内正明

本則の表中「財団法人住吉病院」を「公益財団法人住吉偕成会」に改める。

山梨県告示第二千三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十二年八月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十五日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道

二 路線名 甲斐中央線

三 道路の区域

区	間	旧新	敷地の幅員	延長

中巨摩郡昭和町河西字大林四六九番の二地 先から 中巨摩郡昭和町河西字大林四七一番地先 まで	旧	五・〇 八・五	四三・〇
	新	六・〇 九・九	四三・〇
の別	(メートル)	(メートル)	(メートル)

山梨県告示第二千三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年八月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

山梨市牧丘町隼字坂ノ上三三九番の二地 先から 山梨市牧丘町隼字坂ノ上一四六番の二地先 まで	旧	一四・二 三四・〇	四〇〇・〇
	新	一四・二 七九・二	四〇〇・〇
の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	

山梨県告示第二千三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年八月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平林青柳線
- 三 道路の区域

南巨摩郡富士川町大字春米字北山二七二四 番の二地先から 南巨摩郡富士川町大字春米字北山二七一四 番の二地先まで	旧	七・二 二〇・四	四〇・〇
	新	七・二 九・二	四〇・〇
の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	

山梨県告示第二千三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十二年八月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十五日

山梨県知事 横内正明

県道	一軒茶屋荊 沢線	南アルプス市大字西南湖字内乗 七九一番地先から 南アルプス市大字西南湖字西河 原四四〇一番の二地先まで	五五八・六 平成二十二年七月十五日
道路の種類	路線名	区	間
		延 長 (メートル)	供用開始の 期日

山梨県告示第二千四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十二年八月五日まで一般の縦覧に供する。

供する。

平成二十二年七月十五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士吉田西 桂線	南都留郡西桂町大字倉見字藪和田四三一番の一地先から 南都留郡西桂町大字倉見字藪和田四〇八番の一地先まで	一一〇・〇	平成二十二年七月十五日

山梨県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年八月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	平林青柳線	南巨摩郡富士川町大字春米字北山二七一三番の一地先から 南巨摩郡富士川町大字春米字南田一四九〇番の二地先まで	一八二・五	平成二十二年七月十五日

公 告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年七月十五日

山梨県公報 第二千五十八号 平成二十二年七月十五日

- 山梨県知事 横内正明
- 一 処分をした年月日 平成二十二年六月七日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社帯那興業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上帯那町六百四十八番地
 - 3 代表者の氏名 神宮司祐行
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般一七）第八九二五号
 - 四 処分の内容 土木工業業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十二年六月一日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年七月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年六月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社北富士土木
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市小見見四千九百五十三番地
 - 3 代表者の氏名 宮下与一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一七）第六〇〇〇号
- 四 処分の内容 土木工業業、とび・土木工業業、石工業業、ほ装工業業及び水道設備工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年六月二日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年七月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年六月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 タカラ電気株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市相生二丁目三番十五号
- 3 代表者の氏名 高橋光人
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一七)第一二七七号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十二年五月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十二年七月十五日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十二年六月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社三興建設
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町平林二千三十四番地
 - 3 代表者の氏名 深沢郁夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一七)第二〇八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十二年五月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十二年七月十五日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十二年六月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 基幹興業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市貢川一丁目十番十五号
 - 3 代表清算人の氏名 秋山修

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第六七五八号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十二年六月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十二年七月十五日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十二年六月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 日昇総合設備株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市德行三丁目六番二十三号
 - 3 代表者の氏名 細田安孝
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一七)第五三五六号
- 四 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十二年五月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十二年七月十五日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十二年六月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社山梨墓石センター
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市向町七百十四番地
 - 3 代表者の氏名 今橋保
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第七五〇七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、水道

施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五 処分の原因となつた事実 平成二十二年六月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年七月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十二年六月二十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社興亜電工

2 主たる営業所の所在地 甲府市落合町千二百七番地八

3 破産管財人の氏名 八巻佐知子

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第七一一三号

四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十二年六月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十二年七月一日付けで笛吹市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十二年七月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 公共測量（土地区画整理）

二 作業期間 平成二十二年六月一日から平成二十二年十二月二十八日まで

三 作業地域 笛吹市松本地域

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十二年七月一日付けで甲府市上下水道事業管理者職務代理者から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

平成二十二年七月十五日

山梨県知事 横 内 正 明
一 作業種類 公共測量（修正数値図化・編集 地図情報レベル五〇〇）
二 作業期間 平成二十一年十二月二十八日から平成二十二年三月三十一日まで
三 作業地域 甲府市北部及び甲斐市の一部（甲府市上下水道局給水区域の一部）

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番